

公 告

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公示する。

平成27年6月8日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

記

- 1 競争入札に付する事項
各労働基準監督署用レンタカー借用契約②
- 2 履行場所、履行年月日、仕様等
仕様書記載のとおり。なお、仕様書は下記3の場所において閲覧。
- 3 契約事項を示す場所、本件に関する問合せ先
北海道労働局総務部総務課会計第三係（電話011-709-2311 内線3520）
- 4 電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官あて書面による申出の上、紙媒体により入札書を提出する（以下「紙入札方式」という。）ことができる。
- 5 参加申込期限
平成27年6月23日（火）11時00分
- 6 競争入札執行の日時
平成27年6月24日（水）11時30分～
紙入札方式により参加し、郵便（書留に限る。以下同じ）により入札書を提出する場合の到着期限
平成27年6月23日（火）17時15分
- 7 競争入札執行の場所
電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>)
紙入札方式により参加し、入札書を持参する場合
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 8階 北海道労働局会議室
- 8 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
 - (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成25・26・27年度の一般競争（指名競争）参加資格に係る「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」における格付けが次に該当する者であること。
「役務の提供等」／「北海道地域」／「B」「C」又は「D」等級
 - (4) 社会保険等（厚生年金保険、全国健康保険協会管掌の健康保険、船員保険及び国民年金）が適用される者にあつては、入札書提出期限の直近2年間において、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）が適用される者にあつては、入札書提出期限の直近2保険年度において、労働保険料の滞納がないこと。
 - (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 9 入札への参加申込方法
上記5の参加申込期限までに、「資格審査結果通知書」の写し、支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書、暴力団排除の推進に係る誓約書、上記8で提出を求めている書類がある場合はそれらの書類及び「入札参加申込書」（以下「申込書等」という。）を併せて提出すること。
電子調達システムによる参加を希望する者は、システムにおける「証明書提出」の際に、申込書等をPDF形式で登録すること。入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
紙入札方式による参加を希望する者は、申込書等を上記3の場所まで持参するか、参加申込期限までに当局に到着するように郵便により提出すること。入札に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を併せて提出すること。

10 入札の方法

電子調達システムにより参加する場合は、上記6の日時まで、システムが定める手続きに従い入札すること。

紙入札方式（持参）により参加する場合は、入札書を封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称。以下同じ）を記入した上で、上記6の日時に上記7の場所へ持参して入札箱に投函すること。

紙入札方式（郵便）により参加する場合は、二重封筒とし、入札書を封入した内封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名を記入するとともに、郵送用の外封筒には「（入札件名）入札書在中」の旨を朱書きすること。また、上記6の郵便到着期限までに当局に到着するように投函し、かつ、同期限までに当局へ連絡し到着したことを確認すること。

電報、ファクシミリ又は電話による入札は認めない。

11 入札金額の入力又は記載

落札者の決定に当たっては、入札金額にその8%に相当する額（1円未満の端数切捨）を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税及び地方消費税込）の108分の100に相当する額を入札金額としてシステムに入力し又は入札書に記載すること。

12 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2号及び同令第100条の3第3号により免除。

13 入札の無効

上記8に示した資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

14 契約書作成の要否

要